高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の児童の地域の文化に対する愛着の育成、放課後児童健全育成事業を利用している児童の小学校の夏季休暇期間中における活動機会の拡大を図るため、博物館等が実施する文化体験プログラムを利用する放課後児童健全育成事業の運営事業者に対し、文化体験プログラムの利用に必要な経費を助成する高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　放課後児童健全育成事業　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条の３第２項に基づく放課後児童健全育成事業をいう。

(2)　文化体験プログラム 高岡市長が認める高岡市立博物館、高岡市美術館、高岡市万葉歴史館及びミュゼふくおかカメラ館が小学校の夏季休暇期間中に提供する小学生向けの施設見学、文化体験、感想文作成等で構成するプログラムをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象とする者は、市長に法第34条の８第２項に基づく放課後児童健全育成事業開始の届出を行い、市内で放課後児童健全育成事業を実施する団体等（以下「事業者」という。）とする。

（補助金対象事業等）

第４条　補助金の交付の対象とする事業は、事業者が小学校の夏季休暇期間中の放課後児童健全育成事業における活動の一環として、文化体験プログラムを利用する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象外とする。

　(1)　政治活動又は宗教活動を目的とするもの

　(2)　公序良俗に反するおそれがあると認められるもの

　(3)　国、地方公共団体その他の団体等から助成等を受けるもの

　(4)　その他市長が不適当と認めるもの

（補助金対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

(1) 　文化体験プログラム利用料（施設の入館料、観覧料を含む。）

(2) 　交通費（文化体験プログラムの利用に当たり生じた公共交通利用料等）

　(3) 　借上料（文化体験プログラムの利用に当たり生じたバス借上料等）

(4) 　その他市長が適当と認める経費

２　前項第２号の経費について、公共交通事業者等から領収書等の支払を証する書類が発行されない場合は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により算出した金額を上限とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、10万円を上限とする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　同一事業者に対する補助金の交付の回数は、１年度につき１回とする。

（交付の申請）

第７条　補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(1)　事業計画書（様式第２号）

　(2)　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

（決定の通知）

第９条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第10条　補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

２　前項ただし書きの規定による軽微な変更とは、補助対象事業経費の20パーセント未満の減額とする。

３　市長は、第１項の規定により承認をしたときは、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第５号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から起算して30日を経過する日までに、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

　(1)　事業報告書（様式第７号）

　(2)　補助対象経費の支払いを証する書類

　(3)　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第12条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金確定通知書（様式第８号）により補助金の額を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、夏休みカルチャーアカデミー事業補助金請求書(様式第９号)を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条　市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第15条　補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保管しなければならない。

（決定の取消し等）

第16条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、第12条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第17条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対して、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告、検査及び指示）

第18条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の交付及び補助対象事業に施行に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（補助金の流用の禁止）

第19条　補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

（その他）

第20条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

　高岡市長　　　　　　　あて

申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付申請書

　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金の交付を受けたいので、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

１　交付申請額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　(1)　事業計画書（様式第２号）

　(2)　その他参考となる書類

様式第２号（第７条関係）

１　事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 文化体験プログラムの名称 |  |
| 施設該当の番号を○で囲む。 | １　高岡市立博物館　　　　２　高岡市美術館３　高岡市万葉歴史館　　　４　ミュゼふくおかカメラ館 |
| 実施日 | 年　　　月　　　日（　　） |
| 参加人数（予定） | ①児童　　　　　名（内訳）1年生　　　名　　2年生　　　名　　3年生　　　名　4年生　　　名　　5年生　　　名　　6年生　　　名②支援員等　　　　名　※児童数が20名を超える場合は2名以上同行ください。 |
| 申請に係る担当者 | 氏名 |
| 日中連絡のつく電話番号 |
| メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　　　　＠ |

２　収支予算

【収入】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（見込） | 備考 |
| 高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金 | 円　 | 上限10万円 |
| 自己負担額 | 円 |  |
|  |  |  |
| 合計 | 円 |  |

【支出】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（見込） | 内訳等 |
| 文化体験プログラム利用料（施設の入館料、観覧料を含む） | 円　 |  |
| 交通費（公共交通機関利用料等） | 円 |  |
| 借上料（バス借上料等） | 円 |  |
|  |  |  |
| 合計 | 円 |  |

※実績報告の際は支払いを証する領収証等を添付すること。交通費について、公共交通機関を利用し、領収書等の支払いを証する書類が無い場合は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により算出した金額を上限とする。

様式第３号（第９条関係）

　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 　　第　 号

補助事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　　様

　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付決定通知書

　 　　年　月　日付けで申請のあった　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金については、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

　　　　　　年　　月　　日

高岡市長　　　　　　　印

１　補助金の額　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

　(1)この補助金は、当該補助事業の目的以外に使用してはならない。

　(2)事業完了の日から起算して30日以内に高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金実績報告書（様式第６号）を提出しなければならない。

　(3)この補助金交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

　(4)事業を実施しなかった場合は、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

様式第４号（第10条関係）

　年　月 日

　　高岡市長　　　　　　　あて

補助事業者住所

　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金変更（中止）承認申請書

　　　　年　月　日付け　　　　　　第　　　号で交付決定のあった　　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金について、次のとおり補助事業等を（変更・中止）したいので、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

１　変更等の内容

２　変更等の理由

３　当初交付決定額　　　　　　　　金　　　　　　　　円

４　今回変更交付申請額　　　　　　金　　　　　　　　円

５　添付書類

　(1)　変更（中止）後の事業計画書

　(2)　その他

様式第５号（第10条関係）

第　　　　号

補助事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　様

年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金変更（中止）承認通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった、　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金については、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり変更（中止）することを承認したので通知します。

　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高岡市長　　　　　　　　印

１　変更等の内容

２　変更（中止）後の補助金の交付決定額

金　　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第11条関係）

年　　月　　日

　高岡市長　　　　　　　あて

補助事業者住所

　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金実績報告書

　 　　年　月　日付け　　　　　第　　　号で交付決定のあった　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金について、補助事業が完了したので、高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

１　補助事業の完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

２　補助金の交付決定額　　　　　　金　　　　　　　　　円

３　補助対象経費の予算額　　　　　金　　　　　　　　　円

４　補助対象経費の実績額　　　　　金　　　　　　　　　円

６　添付書類

1. 事業報告書（様式第７号）
2. 補助対象経費の支払いを証する書類

(3) その他市長が必要と認めるもの

様式第７号（第11条関係）

１　事業報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 文化体験プログラムの名称 |  |
| 施設該当の番号を○で囲む | １　高岡市立博物館　　　　２　高岡市美術館３　高岡市万葉歴史館　　　４　ミュゼふくおかカメラ館 |
| 実施日 | 年　　　月　　　日（　　） |
| 参加人数 | ①児童　　　　　名（内訳）1年生　　　名　　2年生　　　名　　3年生　　　名　4年生　　　名　　5年生　　　名　　6年生　　　名②支援員等　　　　名　 |
| 担当者 | 氏名 |
| 日中連絡のつく電話番号 |
| メールアドレス |

２　収支決算

【収入】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（見込） | 備考 |
| 高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金 | 円　 | 上限10万円 |
| 自己負担額 | 円 |  |
|  |  |  |
| 合計 | 円 |  |

【支出】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額（見込） | 内訳等 |
| 文化体験プログラム利用料（施設の入館料、観覧料を含む） | 円　 | 　　 |
| 交通費（公共交通機関利用料等） |  |  |
| 借上料（バス借上料等） | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 合計 | 円 |  |

※支払いを証する領収証の写し等を添付すること。交通費について、公共交通機関を利用し、領収書等の支払いを証する書類が無い場合は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により算出した金額を上限とする。

様式第８号（第12条関係）

第　　　　号

　補助事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　様

　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金確定通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　　　　　　第　　号で交付決定した　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金については、　　　年　　月　　日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市夏休みカルチャーアカデミー支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

　　　　　　年　　月　　日

高岡市長　　　　　　　印

１　補助金の確定額　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助金の決定通知済額　　　　　金　　　　　　　　円

様式第９号（第13条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月 日

　　高岡市長　　　　　　　あて

補助事業者住所

　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金請求書

　金　　　　　　　　　　　円

　　但し、　　　　年度高岡市夏休みカルチャーアカデミー事業補助金として

振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 種目 | 普通　　　　　　当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |
| （カナ） |  |